

建築協定項目について

- ・建物の高さは、10m未満とする。
- ・生垣、フェンス、ブロック塀等の高さは、敷地の地盤面から0.5m（奥が見えるものは1m。ただし基礎の地上高は0.5m）を超えないこと。
- ・建築物の外壁又は柱の面から分譲境界線までは、1.5m以上離すこと。
- ・軒の高さが2.3m以下の壁無しの自動車車庫の屋根の軒先から分譲境界線までの距離は0.5m以上離すこと。
- ・軒の高さが2.3m以下で、かつ、延べ床面積が5㎡以下の物置等の屋根の軒先から分譲境界線までの距離は0.5m以上離すこと。
- ・屋根、外壁等外部の色彩は、市景観計画の基準（※）に合わせること。
- ・敷地の地盤面の高さは、現況高とする。
- ・土留め、擁壁の基礎の高さは現況の地盤を超えてはならない。
- ・隣地境界については、隣地地権者等と十分に協議し、土留め、擁壁等を設置する場合は、隣地に悪影響の無いよう施工すること。

※市景観計画の基準

建築物	・屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。ただし、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。
工作物	・周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。ただし、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。